

【引越運賃料金適用方】

この運賃料金は、引越荷物を運送する場合に摘要します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨あらかじめ告知した場合には、適用しません。

（運賃料金の適用）

第 1 条 この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が 100 キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100 キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

（運賃料金計算の基本）

第 2 条 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8 時間制又は 4 時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4 時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にはまたがらない場合であって、かつ、4 時間以内のときにのみに適用します。

また、8 時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にはまたがる場合又は 4 時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が 8 時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

距離制運賃の運送距離の計算は、1 車 1 回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（運賃計算）

第 3 条 運賃は引越荷物の容量または使用車両の容積(以下、「立米（ m^3 ）数」という。）、時間制運賃もしくは運送距離及びその他見積条件等により、運賃料金表にて計算します。

（荷役に係わる料金と名称）

第 4 条 荷役作業（積み込み、荷降ろし、搬出及び搬入作業）、荷造り作業及び開梱作業に係る費用は見積 条件等により以下の範囲内で計算します。ただし、見積書記載時の費用名称は各項記載のとおりとします。

2. 現地人件費及び行先人件費（現地及び行先での荷役作業に係る費用）

	下限	基本料金	上限
作業員 1 名	10,000 円	25,000 円	48,000 円

3. 梱包作業員料（荷作り作業に係る費用）

	下限	基本料金	上限
作業員 1 名	12,000 円	25,000	38,000

4. 解梱（開梱作業に係る費用）

	下限	基本料金	上限
作業員 1 名	12,000 円	25,000 円	38,000 円

（運賃および料金の決定）

第 5 条 第 3 条、第 4 条 2 項、第 4 条 3 項および第 4 条 4 項にて計算した運賃および 料金は、上下それぞれ 50%の範囲内で決定します。

（割増引）

第 6 条 取次、深夜、冬季、休日及び早朝等割増引が適用される場合は、第 5 条にて計算した運賃料金 及び荷役に係わる料金の上下それぞれ 50%の範囲内で計算します。

（は数の処理）

第 7 条 運賃又は料金等を計算する場合において生じた 1 円未満のは数は、1 円単位に四捨五入します。

（留置料）

第 8 条 車両が引越荷物の着地に到着後、荷主の都合によって留置された場合及び通常日程より届日を 延長して搬入する場合は以下の留置料を収受することができます。ただし、法人等特約料金設定がある 場合は特約料金にて計算します。

（1 日あたりの料金）

容積	5 m ³	10 m ³	15 m ³	20 m ³	25 m ³	30 m ³	35 m ³
金額	10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円	80,000 円
容積	40 m ³	45 m ³	50 m ³	55 m ³			
金額	100,000 円	120,000 円	140,000 円	160,000 円			

（待機時間料）

第 9 条 車両が、貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責によって待機した時間に応じて待機時間を収受することができます。ただし、1 回の運送において 2 か所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計します。

	下限	上限
--	----	----

30 分を超える場合において 30 分までごとに	12,000 円	38,000 円
-----------------------------	----------	----------

(計算の順序)

第 10 条 運賃、料金、その他附帯サービス及び実費の計算は、次の順序により行います。

- (1) 運賃の計算
- (2) 料金の計算
- (3) 運賃および料金の上下それぞれ 50%幅の適用決定
- (4) 割増引の適用計算
- (5) は数の処理
- (6) その他附帯サービス等に係る費用の計算
- (7) 料金調整
- (8) 実費の計算

(その他付帯サービス等)

第 11 条 その他附帯サービス等に係る費用はその内容に応じて計算します。

(料金調整)

第 12 条 運賃、料金、その他附帯サービス等の一部または全部から見積条件等により相当の範囲内で料 金調整ができます。

(実費)

第 13 条 次に定める費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料
- (2) フェリー利用料
- (3) その他

(消費税について)

第 14 条 運賃及び料金等の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。 2. 前号により計算した金額に 1 円未満のは数が生じた場合は、1 円単位に四捨五入します。

(その他)

第 15 条 この運賃、料金、附帯サービスおよび実費等の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。